

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第139号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年7月4日 18時10分ごろ	
発生場所	兵庫県洲本市生石 ^{おいしのはな} 鼻南南東方沖 生石鼻灯台から真方位155° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 14.1′ 東経134° 58.0′）	
事故等調査の経過	平成23年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 自動車運搬船 ^{トランス フューチャー} TRANS FUTURE 6（パナマ共和国籍）、60,401トン 9326081（IMO番号）、FENG LI MARITIME CORPORATION</p> <p>B 水先艇 べいぱいろっと7、18トン 291-42912兵庫、大阪湾水先艇株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 不詳</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 不明</p> <p>B 船首甲板上に設置されたリギンネット（水先人昇降用やぐら）曲損、操舵室前面窓損壊（1枚）</p>	
事故等の経過	<p>A船は、平成23年7月4日16時00分ごろ阪神港堺泉北区汐見ふ頭を出港し、水先人が水先業務を行って生石鼻南方沖2M付近の出航船ステーションに至ったところで水先人が下船してB船に乗船したのち、B船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、A船の水先人を迎えるために17時55分ごろ洲本市洲本港を出港した。</p> <p>船長Bは、出航船ステーション北東方沖で約6～8ノットの対地速力となったA船の右舷側に着け、A船に並走しながら南南西進して水先人を乗船させたのち、A船から離れようとして前進させたところ、左舷前方（南）からの波を受け、B船の船体が上下動してA船の右舷船首フレア部に入り込み、B船のリギンネットとA船の右舷船首フレア部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突したことに慌てて後進をかけたところ、A船が左に回頭したので、B船がA船から離れ、その後、自力で洲本港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約3m、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>日没時刻：19時16分ごろ</p>	
その他の事項	A船の出航時の喫水は、船首約7.5m、船尾約8.0mであった。	
分析	乗組員等の関与	A 不明、B あり
	船体・機関等の関与	A 不明、B なし
	気象・海象の関与	A 不明、B あり

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A 船は、生石鼻南南東方沖を南南西進中、水先業務を終えた水先人が下船して B 船に乗船したのち、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、生石鼻南南東方沖において、A 船の右舷側に着けて並走し、水先業務を終えた水先人を乗船させたのち、A 船から離れようとして前進したところ、南から約 3 m の波を受けて船体が上下動したことから、A 船の右舷船首フレア部に入り込み、B 船のリギンネットと A 船の右舷船首フレア部とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、生石鼻南南東方沖において、A 船が南南西進中、B 船が、A 船の右舷側に着けて並走し、水先業務を終えた水先人を乗船させたのち、A 船から離れようとして前進したところ、南から約 3 m の波を受けて船体が上下動したため、A 船の右舷船首フレア部に入り込み、B 船のリギンネットと A 船の右舷船首フレア部とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	